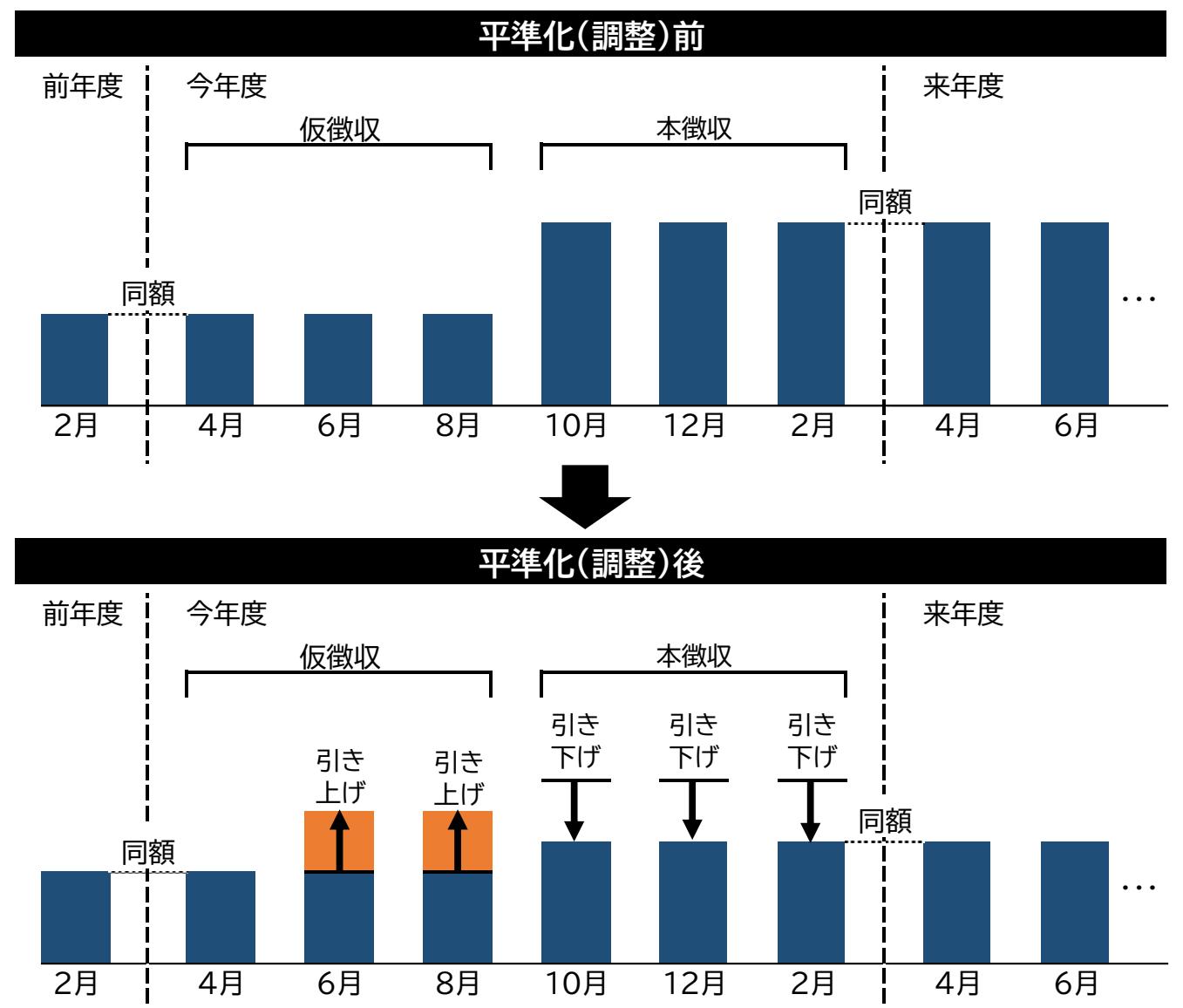


介護保険料の年金天引き額 できるだけ均等にします

介護保険料の年金天引き（特別徴収）は、4月・6月・8月に「仮徴収」、10月・12月・翌年2月に「本徴収」として納めていただいている。仮徴収額は、原則として前年度の2月の天引き額と同額になりますが、収入の変動などにより仮徴収額と本徴収額の差が大きくなる場合があります。

そこで、1年間を通じて年金天引き額が均等になるように、6月・8月の保険料額を調整いたします（平準化）。

なお、本年度の保険料額については、住民税の確定を待って保険料の算定を行い、7月に通知する予定です。



問合せ先

小川町長生き支援課 介護保険担当（パトリアおがわ内） TEL 0493-74-2323